

名古屋地判 平成12年 2 月18日

名古屋高判 平成12年11月29日

最二小判 平成15年 7 月11日 民集57-7-787、裁時1343-4、判時1833-114、
判タ1133-116、金法1697-46、金商1177-59、
RETIO58

<事案の概要>

本件土地はAが所有しており、Aの相続人は子4人（X1、X2、B、C）であった。

Bは平成2年2月に遊興費に充てるためYから3500万円を借り入れた。この借り入れにはCの配偶者も関与していた。

Aは、本件土地をX1、X2だけに相続させる意思を固め、平成4年12月に弁護士Pを遺言執行者に指定した。

平成5年1月18日にBは父Aを殺害した。YはBの了解なく債権額を2億5000万円とする代物弁済契約証書を作成し、それを用いて、本件土地を甲名義から4人の共同相続人の持分4分の1ずつの名義とし、さらにBの共有持分4分の1をY名義とする持分移転登記手続をBに行わせた。なお、Yの名義となった共有持分の時価は約9億円であった。

X1及びX2は、代物弁済契約の不存在又は無効を主張して、Yに対し、本件土地の持分移転登記の抹消登記手続を請求する訴えを提起した。

<裁判所の判断>

第1審はX1らの請求を認容したが、控訴審は、BからYへの共有持分権の譲渡が無効であり、BからYへの持分移転登記が真実に合致しない登記であるとしても、X1らの共有持分権は何ら侵害されていないといわねばならず、X1らはその共有持分権に基づく保存行為としてB持分移転登記の抹消登記を請求することはできないと述べ、X1らの訴えを斥けた。

最高裁は、次のように述べて、本件を名古屋高裁へ差し戻した。

不動産の共有者の1人は、その持分権に基づき、共有不動産に対して加えられた妨害を排除することができる。不実の持分移転登記がされている場合には、その登記によって共有不動産に対する妨害状態が生じているといえることができるから、共有不動産について全く実体上の権利を有しないのに持分移転登記を経由している者に対し、単独でその持分移転登記の抹消登記請求をすることができる。

よって、BのYに対する共有持分の譲渡が無効であれば、X1らの請求は認容されるべきである。

6 共同相続された不動産から生ずる賃料債権は各共同相続人の持分に応じて分割単独債権として帰属し、その帰属は遺産分割の結果による影響を受けないとされた事例

大阪地判 平成15年 9 月26日

大阪高判 平成16年 4 月 9 日

最一小判 平成17年 9 月 8 日 民集59-7-1931、家月58-2-149、裁時1395-4、
判時1913-62、判タ1195-100、金法1760-27、
金法1235-39

<事案の概要>

本件各不動産を所有していたAが平成8年10月に死亡し、妻X、先妻の子Yらが相続人となった。

各不動産の賃料収入については、共同相続人間の協議により、遺産分割が成立するまでそれを一括して保管する口座を設け、その口座はYが管理することとなった。

平成12年2月に裁判所による遺産分割決定がなされ、各不動産の各相続人への帰属が確定した。

Xは、本件各不動産から生じた賃料債権は、遺産分割の遡及効（民法第909条）に基づき、本件各不動産から生じた賃料債権は、相続開始の時に遡って、遺産分割開始決定により本件各不動産を取得した各相続人にそれぞれ帰属するものとして分配額を決定すべきものと主張して、賃料収入を保管する口座管理者であるYに対し、不当利得の返還を請求する訴えを提起した。

これに対し、Yらは、本件各不動産から生じた賃料債権は、本件遺産分割確定の日までは法定相続分に従って各相続人に帰属し、本件遺産分割決定確定の日の翌年から本件各不動産を取得した各相続人に帰属するものとして分配額を決定すべきものと反論した。

<裁判所の判断>

第1審及び控訴審は、Xの請求を認容した。

これに対し、最高裁は、次のように述べて、本件を大阪高裁に差し戻した。

遺産は、相続人が数人あるときは、相続開始から遺産分割までの間、共同相続人の共有に属するものであるから、この間に遺産である賃貸不動産を使用管理した結果生ずる金銭債権たる賃料債権は、遺産とは別個の財産というべきであって、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得し、後にされた遺産分割の影響を受けないものというべきである。